

おくやみ
ハンドブック

鎌倉市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

鎌倉市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

鎌倉市役所 0467-23-3000 (代表)

事前準備について

鎌倉市役所にて各種手続きをする際の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要になる場合があります。

相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
※手続きによっては必要になる場合がございます。

STEP 3

おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

電話予約 ☎ 0467-61-3833

オンライン予約 オンライン予約は、こちらから



STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、鎌倉市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、口座情報がわかるもの（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

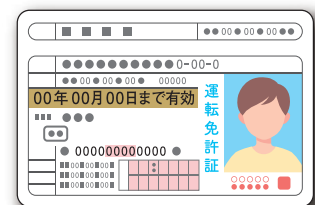
亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書など）
- ☐ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の資格確認書または被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。次のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）、受診証（マル障）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- ☐ 2点で本人確認できる書類
介護保険被保険者証、健康保険・後期高齢者医療の資格確認書または被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

鎌倉市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電話またはインターネットでのオンライン予約が必要です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1カ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●手続きの時間が短縮できます

事前予約の際に、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめお伺いし、書類の準備をしておきます。

※一部、当日確認する手続きもあります。

●専用ブースで安心してお手続きできます



予約方法について

以下の方法で予約してください。

●電話予約

電話番号：**0467-61-3833**

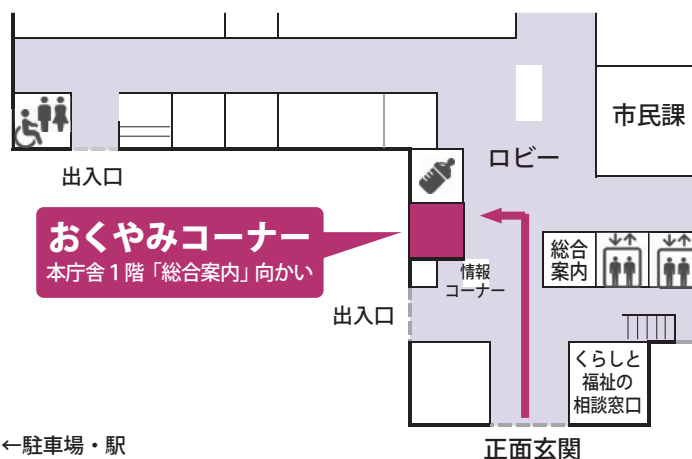
受付時間：午前8時30分～午後4時30分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

●オンライン予約

オンラインの予約は、こちらから



設置場所：鎌倉市役所本庁舎1階
総合案内向かい



←駐車場・駅

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3カ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (48 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(51 ページ参照)
4カ月以内			○所得税の準確定申告 (52 ページ参照)
10カ月以内		○遺産分割協議 (51 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (52 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	
3年以内		○相続登記	

※葬儀・法要の流れは仏教を例としています。

鎌倉市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

相続や登記に関する手続きは市役所以外の手続きに分類されます。

相談については、市役所で行っている「市民相談」(52 ページ)をご利用いただけます。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	P7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	印鑑登録をしていた	P8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P10
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P12
	☐	保険料を納付していた・介護保険サービスを利用していた	
年金	☐	国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた	P13
	☐	農業者年金を受給していた	P14
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P15
	☐	市民税・県民税、軽自動車税が課税されていた	P16
	☐	市内に固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	P17
	☐	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P18
福祉 (障害)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていたまたはその保護者である	P19
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P20
	☐	神奈川県在宅重度障害者等手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P21
	☐	鎌倉市障害者福祉手当を受給していた	P22
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していたまたは利用している児童の保護者である	
	☐	神奈川県心身障害者扶養共済制度に加入している	P23
	☐	鎌倉市障害者医療費助成を受けていたまたはその保護者である	P25
	☐	鎌倉市障害者福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、福祉有償運送利用券を利用していた	
	☐	障害児通所施設を利用していたまたは利用している児童の保護者である	P26
	☐	障害福祉サービスを利用していたまたは利用している児童の保護者である	
	☐	鎌倉市地域生活支援サービスを利用していたまたは利用している児童の保護者である	P27

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (サービス)	☐	次の助成券等を交付されていた 入浴助成券・福寿カードまたは福寿手帳・運転免許証自主返納者等支援事業助成券・訪問理美容サービス助成券	P28
	☐	次の事業を利用していた 高齢者見守り登録・緊急通報装置の貸出・認知症高齢者等早期発見支援事業(GPS端末の貸出)・配食サービス(高齢者向け)・徘徊高齢者SOSネットワークシステムの登録・終活情報登録	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P29
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	小児医療証を交付されていた	P30
	☐	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P31
認可 保育所等	☐	認可保育所等に入所していた(児童)	P32
	☐	認可保育所等に子どもが入所していた(保護者)	P33
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P34
	☐	上下水道料金の減免を受けていた	P35
	☐	水洗便所改造等資金貸付金を借り受けていたまたは連帯保証人となっていた	P36
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
被爆者援護	☐	被爆者援護資格認定証を交付されていた	P37
犬	☐	犬を所有していた	
墓地等	☐	墓地等を経営または管理していた	P38
みどり	☐	鎌倉市に山林を所有していた	P39
	☐	保存樹木等を所有していた	
	☐	市と緑地保全契約を締結していた	P40
市営住宅	☐	市営住宅に入居していた	P41
農地	☐	鎌倉市に農地(田・畑)を所有していた	P42
図書館	☐	鎌倉市図書館カードを所有していた	
その他	☐	家財整理をしたい	P43
	☐	道路や公共下水道、水路等を占用していた	P44
	☐	亡くなられた方が126cc以上のバイクや自動車を所有していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※ 亡くなられた方のマイナンバーカード及び通知カードは、返納する必要ありません。 亡くなられた方が契約していた生命保険や他の相続等で、亡くなられた方のマイナンバーが必要となる可能性があるため、各種手続きが終わるまで保管しておくことをおすすめします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード	市民課、各支所 本庁舎 1 階 37 番窓口 ☎ 0467-61-2300

住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 住民基本台帳カードをご持参ください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課、各支所 本庁舎 1 階 35 番窓口 ☎ 0467-61-3903

MEMO

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課、各支所 本庁舎 1 階 35 番窓口 ☎ 0467-61-3903

MEMO

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書または被保険者証の返却、差替え

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書または被保険者証を回収します。亡くなられた方が世帯主だった場合は、世帯全員分の差替えが必要となります。	14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書または被保険者証 ☐ 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（交付されている場合） ☐ 差替えの場合：世帯全員分の国民健康保険資格確認書または被保険者証	保険年金課、各支所 本庁舎 1 階 10 番窓口 ☎ 0467-61-3953 各支所問い合わせ先は下部を参照

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の預金通帳等（口座情報がわかるもの） ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書の原本等） ※ 喪主の氏名、亡くなられた方の氏名及び葬祭日が確認できるもの ※ 葬儀を行っていない場合は、埋葬 / 火葬の証明になるもの	保険年金課、各支所 本庁舎 1 階 10 番窓口 ☎ 0467-61-3953 各支所問い合わせ先は下部を参照

各支所問い合わせ先

腰越支所	〒248-0033 鎌倉市腰越 864（腰越行政センター 1 階）	☎ 0467-33-0710
深沢支所	〒248-0022 鎌倉市常盤 111-3（深沢行政センター 1 階）	☎ 0467-48-0021
大船支所	〒247-0056 鎌倉市大船 2-1-26（大船行政センター 1 階）	☎ 0467-45-7711
玉縄支所	〒247-0072 鎌倉市岡本 2-16-3（玉縄行政センター 1 階）	☎ 0467-44-2217

業務時間：土曜日・日曜日、休日（国民の祝日・振替休日）、年末年始を除く毎日 8時30分～17時

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書または被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書または被保険者証を回収します。 ※ 市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書または被保険者証 ☐ 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（交付されている場合）	保険年金課、各支所 本庁舎 1 階 12 番窓口 ☎ 0467-61-3961 各支所問い合わせ先は P9 下部を参照

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の印鑑・預貯金通帳等（口座情報がわかるもの） ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・領収書等） ※ 喪主の氏名、亡くなられた方の氏名及び葬祭日が確認できるもの ※ 葬儀を行っていない場合は、埋葬 / 火葬の証明になるもの	保険年金課、各支所 本庁舎 1 階 12 番窓口 ☎ 0467-61-3961 各支所問い合わせ先は P9 下部を参照

MEMO

2. 保険に関する手続き

手続き③ 保険料の還付金などの相続人口座への振込依頼

手続き詳細	期 限
亡くなられた方について、後期高齢者医療保険料や介護保険料、介護保険給付費の金額の変更に伴う還付等が生じる場合がございますので、「口座振込等依頼書 兼 申立書」をご提出いただき、相続人の口座を還付先としてご指定いただきます。	被相続人が死亡した日から2年以内
※保険年金課または介護保険課のどちらかで手続きを行えば、もう一方での手続きは不要です。	手続き可能な人
※申請後、後期高齢者医療保険料や介護保険料、介護保険給付費に関する市役所からのお知らせは原則、「口座振込等依頼書 兼 申立書」に記載の相続人住所に送付します。	原則、相続人もしくはその代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の預貯金通帳等（口座情報のわかるもの） ☐ 指定相続人の場合：申請者が指定相続人であることがわかる遺言書の写し等の書類 ☐ 申請者が代理人の場合：代理人であることを証明する委任状・公正証書等の書類 ☐ 振込先が相続人が指定する他人名義の口座の場合：相続人の印鑑	保険年金課、各支所 本庁舎 1 階 12 番窓口 ☎ 0467-61-3961 各支所問い合わせ先は P9 下部を参照

手続き④ その他の手続き

手続き詳細	期 限
①～③の手続き以外に、すでに申請した高額療養費等の届け出口座の変更や、神奈川県後期高齢者医療広域連合からの通知に関する送付先の変更など、希望の手続きがある場合は12番窓口までお越しください。また、お電話でもお問い合わせいただけます。	2年間以内
※ 被保険者が亡くなられた場合もご生前の高額療養費等は支給されます。後日、神奈川県後期高齢者医療広域連合から申請書または口座変更届が届くことがあります。	手続き可能な人
※ 高額療養費等は医療機関から受診の情報が神奈川県後期高齢者医療広域連合に連携してから算定されるため給付までお時間がかかります。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等（相続人の口座情報がわかるもの） ☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等 ☐ 申請する方の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード） ☐ 印鑑（相続人のもの）	保険年金課 本庁舎 1 階 12 番窓口 ☎ 0467-61-3961

3. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、担当窓口において転出届や死亡届を提出いただきますと、介護保険の被保険者資格は自動的に喪失することから資格喪失の手続きは不要ですが、お渡ししておりました介護保険被保険者証の返却手続きが必要となります。また、「負担割合証」や「負担限度額認定証」、「社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証」についても、交付されていた場合はご返却ください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	介護保険課、各支所 本庁舎 1 階 6 番窓口 ☎ 0467-61-3949 各支所問い合わせ先は P9 下部を参照

保険料を納付していた・介護保険サービスを利用していた

手続き 保険料の還付金などの相続人口座への振込依頼

手続き詳細	期 限
亡くなった方について、後期高齢者医療保険料や介護保険料、介護保険給付費の金額の変更に伴う還付等が生じる場合がございますので、「口座振込等依頼書 兼 申立書」をご提出いただき、相続人の口座を還付先としてご指定いただきます。	被相続人が死亡した日から 2 年以内
※保険年金課または介護保険課のどちらかで手続きを行えば、もう一方での手続きは不要です。	手続き可能な人
※申請後、後期高齢者医療保険料や介護保険料、介護保険給付費に関する市役所からのお知らせは原則、「口座振込等依頼書 兼 申立書」に記載の相続人住所に送付します。	原則、相続人もしくはその代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の預貯金通帳等（口座情報のわかるもの） ☐ 指定相続人の場合：申請者が指定相続人であることがわかる遺言書の写し等の書類 ☐ 申請者が代理人の場合：代理人であることを証明する委任状・公正証書等の書類 ☐ 振込先が相続人が指定する他人名義の口座の場合：相続人の印鑑	介護保険課、各支所 本庁舎 1 階 6 番窓口 ☎ 0467-61-3949 各支所問い合わせ先は P9 下部を参照

4. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

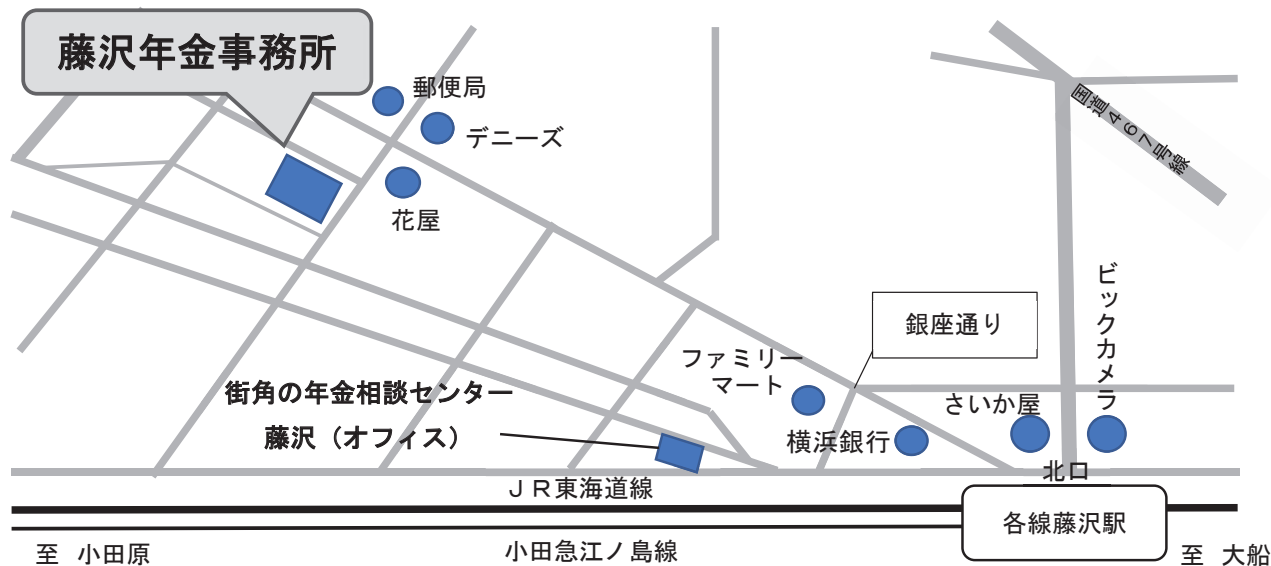
手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 ①市役所でお手続きができるものは、加入していた年金が国民年金のみ、または受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみだった場合に限りです。 ※手続きを行う方の本人確認書類と相続人または関係者であることがわかる書類（戸籍謄本等）が必要です。 ②上記以外の手続きは、年金事務所で行う必要があります。	書類が整い次第 ※ 時効は、死亡日の翌日から5年間です。ただし、死亡一時金は2年間です。
	手続き可能な人
	ご遺族の方 ※ ご遺族の方がいない場合は、亡くなられた方の葬祭を行った関係者の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの ☐ 死亡したことがわかる書類（死亡届（死亡診断書）の写し、住民票除票、戸籍抄本など） ☐ 窓口に来庁される方の本人確認書類	①保険年金課 本庁舎 1 階 9 番窓口 ☎ 0467-61-3963 ②藤沢年金事務所 ☎ 0466-50-1151 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 予約受付専用番号 ☎ 0570-05-4890 各共済組合

MEMO

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	ご遺族の方
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 本庁舎4階窓口 ☎ 0467-23-3000（代表）



※鎌倉市の保険年金課作成

5. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、亡くなられた方に代わって相続人の方に納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。お手元にはない場合は、窓口または電話にてご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書または亡くなられた方と手続きをされる方（相続人）の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	納税課 本庁舎 1 階 13 番窓口 ☎ 0467-61-3915
☐ 手続きをされる方の本人確認書類	

手続き② 口座振替に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にてご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書または亡くなられた方と手続きをされる方（相続人）の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	納税課 本庁舎 1 階 13 番窓口 ☎ 0467-61-3911
☐ 手続きをされる方の本人確認書類	

MEMO

市民税・県民税、軽自動車税が課税されていた

手続き 納税通知書送付先等の届出（相続人代表者届出書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税、軽自動車税が課税されている場合、市民税・県民税、軽自動車税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 法定相続人のうち、どなたが市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類を受け取る代表者になれるのか、「相続人代表者届出書」に記入し、ご提出ください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人及びその代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きをされる方の本人確認書類 ☐ 送付先（相続人）の住所がわかる書類 ☐ 送付先の方が相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）	市民税課 本庁舎 1 階 16 番窓口 ☎ 0467-23-3000（代表）

MEMO

5. 税金に関する手続き

市内に固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 納税通知書送付先等の届出（相続人代表者届出書の提出）

手続き詳細	期 限
市内に固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書や納付に関する書類等を相続人の代表者へ送付させていただくことになります。法定相続人のうち、どなたが代表者になれるか「相続人代表者届出書」に記入し、ご提出ください。 また、過去にご提出いただいた相続人代表者を変更したい場合（相続人代表者が亡くなられた場合も含む）は、「相続人代表者届出書」で新たな代表者の方を届出してください。 （「相続人代表者届出書」は、鎌倉市ホームページにてダウンロードすることができます。） ※ 所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。 ※ 所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での登記手続きが必要となります。	相続が発生した年内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続き者の本人確認書類	相続人及びその代理人
	問い合わせ先 資産税課 本庁舎 1 階 15 番窓口 ☎ 0467-23-3000（代表） 管轄の法務局 横浜地方法務局湘南支局 ☎ 0466-35-4620

MEMO



横浜地方法務局 湘南支局 案内

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車（登録抹消）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（登録抹消）・ナンバープレートの返納の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30 日以内
その他の車両の手続きについてはP44を参照ください。	手続き可能な人 相続人及びその代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（お持ちの場合はご返納ください） ☐ 手続きをされる方の本人確認書類 ☐ 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 死亡したことがわかる書類（亡くなられた方が市外に住民登録のある場合）	市民税課 本庁舎 1 階 16 番窓口 ☎ 0467-23-3000（代表）

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から 15 日以内
その他の車両の手続きについてはP44を参照ください。	手続き可能な人 相続人及びその代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きをされる方の本人確認書類 ☐ 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 死亡したことがわかる書類（亡くなられた方が市外に住民登録のある場合）	市民税課 本庁舎 1 階 16 番窓口 ☎ 0467-23-3000（代表）

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた またはその保護者である

手続き 手帳の返還または保護者変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 また、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの児童の保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳 ☐ 保護者が亡くなられた場合は新しい保護者の本人確認書類	障害福祉課 本庁舎 1 階 5 番窓口 ☎ 0467-61-3974

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の資格喪失 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 本庁舎 1 階 5 番窓口 ☎ 0467-61-3975

MEMO

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当の資格喪失
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3975

神奈川県在宅重度障害者等手当を受給していた

手続き

神奈川県在宅重度障害者等手当の資格喪失
(未払い分がある場合は口座変更)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が神奈川県在宅重度障害者等手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば口座変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3975

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 印鑑	こども家庭相談課 本庁舎1階42番窓口 ☎ 0467-61-3896

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑	こども家庭相談課 本庁舎1階42番窓口 ☎ 0467-61-3896

鎌倉市障害者福祉手当を受給していた

手続き 鎌倉市障害者福祉手当の資格喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が鎌倉市障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	概ね、死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3975

自立支援医療受給者証を利用して通院していたまたは利用している児童の保護者である

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還または支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証を返還してください。また、自立支援医療受給者証をお持ちの方の保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更が必要です。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3974
☐ 保護者が亡くなられた場合は新しい保護者の本人確認書類	

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

神奈川県心身障害者扶養共済制度に加入している

【加入者が亡くなられた場合】

手続き 年金支給請求

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。 なお、同時に年金管理者の指定及び変更の届出をすることも可能です。	加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金受給権者（障害のある方）または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 （原本または、原本証明のあるもの） ☐ 加入（口数追加）証書（※紛失の場合には、これに替えて紛失届） ☐ 亡くなられた方の住民票（除票）の写し ☐ 障害のある方の住民票の写し ☐ 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者の住民票の写し ☐ 障害のある方または年金管理者の振込先口座情報のわかるもの ※ 同時に年金管理者の指定及び変更の届出をする場合には、上記に加えて下記も必要です。 ☐ 新年金管理者の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、新年金管理者の住民票の写し（新年金管理者が第三者で成年後見人の場合には、これらに替えて登記事項証明書）	障害福祉課 本庁舎 1 階 5 番窓口 ☎ 0467-61-3974

MEMO

【本制度の年金を受給する前に障害のある方が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
心身障害者扶養共済制度の年金を受給する前に、障害のある方が亡くなられた場合、弔慰金支給請求の手続きが必要です。	障害のある方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	加入者または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票（除票）の写し ☐ 加入者の住民票の写し ☐ 加入者の振込先口座情報のわかるもの	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3974

【本制度の年金を受給中の障害のある方が亡くなられた場合】

手続き 年金受給権者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
年金受給権者（本制度の年金を受給中の障害のある方）が亡くなられた場合、年金受給権者死亡届の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票（除票）の写し ☐ 年金証書（※紛失の場合には、これに替えて紛失届）	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3974

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

鎌倉市障害者医療費助成を受けていたまたはその保護者である

手続き 受診証の返還及び資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が鎌倉市障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。 また、受診証をお持ちの児童の保護者が亡くなられた場合は、お問い合わせください。	概ね、死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受診証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3975

鎌倉市障害者福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、福祉有償運送利用券を利用していた

手続き 未使用分の鎌倉市障害者福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、福祉有償運送利用券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が鎌倉市障害者福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、福祉有償運送利用券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の鎌倉市障害者福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、福祉有償運送利用券があれば返還となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未使用分の鎌倉市障害者福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、福祉有償運送利用券	障害福祉課 本庁舎1階5番窓口 ☎ 0467-61-3975

MEMO

障害児通所施設を利用していたまたは利用している児童の保護者である

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期 限
(障害児通所施設を利用している方が亡くなられた場合) 通所受給者証の返還となります。	速やかに
(亡くなられた方が障害児通所施設を利用している児童の保護者である場合) 死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証 ☐ 保護者が亡くなられた場合は新しい保護者の本人確認書類	障害福祉課 本庁舎 1 階 5 番窓口 ☎ 0467-61-3974

障害福祉サービスを利用していたまたは利用している児童の保護者である

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返還となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 本庁舎 1 階 5 番窓口 ☎ 0467-61-3974

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

鎌倉市地域生活支援サービスを利用していたまたは利用している児童の保護者である

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期 限
(亡くなられた方が鎌倉市地域生活支援サービスを利用していた場合) 地域生活支援サービス受給者証の返還となります。	速やかに
(亡くなられた方が地域生活支援サービスを利用している児童の保護者である場合) 死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の保護者変更となります。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 地域生活支援サービス受給者証 ☐ 保護者が亡くなられた場合は新しい保護者の本人確認書類	障害福祉課 本庁舎 1 階 5 番窓口 ☎ 0467-61-3974

MEMO

7. 福祉（サービス）に関する手続き

次の助成券等を交付されていた

入浴助成券・福寿カードまたは福寿手帳・運転免許証自主返納者等支援事業助成券・訪問理美容サービス助成券

手続き 助成券等の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、該当項目に記載されている助成券等を交付されていた場合、その助成券等は死亡日をもって使用不可となりますので、返却または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 該当項目に記載されている助成券等	高齢者いきいき課 本庁舎 1 階 8 番窓口 ☎ 0467-61-3899

次の事業を利用していた

高齢者見守り登録・緊急通報装置の貸出・認知症高齢者等早期発見支援事業（GPS端末の貸出）・配食サービス（高齢者向け）・徘徊高齢者SOSネットワークシステムの登録・終活情報登録

手続き 登録解除または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、該当項目に記載されている事業を利用していた場合、登録解除または廃止の手続きが必要となりますので、電話または窓口でお申し出ください。 ※ 利用していた事業によって、返還が必要な機器があります。	速やかに
	※ 返還が必要な機器（緊急通報装置・GPS 端末）がある場合は、返還時期によって利用料の支払い期間が変わります。
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【緊急通報装置の貸出を利用していた場合】 ☐ 緊急通報装置（固定型）…本体とペンダント ※ 安否確認センサーを併せて利用していた場合は安否確認センサー送信機・受信機と鍵ホルダー ☐ 緊急通報装置（携帯型）…本体と充電機器	高齢者いきいき課 本庁舎 1 階 8 番窓口 ☎ 0467-61-3899

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	概ね、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の場合】 ☐ 健康保険の被保険者証または資格確認書 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 印鑑 ☐ 本人確認書類 【お子様の場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	こども家庭相談課 本庁舎1階42番窓口 ☎ 0467-61-3896

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きをされる方の本人確認書類 ☐ 手続きをされる方の印鑑	こども家庭相談課 本庁舎1階42番窓口 ☎ 0467-61-3896

小児医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
小児医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続きは各支所でも受け付けています。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の小児医療証 ☐ 手続きをされる方の本人確認書類	こども家庭相談課 本庁舎 1 階 42 番窓口 ☎ 0467-61-3896

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証 ☐ 手続きをされる方の本人確認書類	こども家庭相談課 本庁舎 1 階 42 番窓口 ☎ 0467-61-3896

MEMO

8. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きをされる方の本人確認書類	こども家庭相談課 本庁舎 1 階 42 番窓口 ☎ 0467-61-3896

MEMO

9. 認可保育所等に関する手続き

認可保育所等に入所していた（児童）

手続き 認可保育所等からの除籍の手続き

手続き詳細	期 限
認可保育所等に在籍されていた児童が亡くなられた場合、鎌倉市保育の実施に関する規則第7条第2号の規定に基づき、保育所等利用取消通知を発行します。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 保育所退所願書	保育課 本庁舎 1 階 31 番窓口 ☎ 0467-61-3892

MEMO

9. 認可保育所等に関する手続き

認可保育所等に子どもが入所していた（保護者）

手続き① 保護者認定の変更及び保育料（副食費）の再算定の手続き

手続き詳細	期 限
認可保育所等に在籍されていた児童の保護者が亡くなった場合、保育の実施における手続き及び基準等に関する要綱第11条第3項に基づき、保育料(副食費)の再算定を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	保護者またはご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） ☐ 保育施設入所に関する状況の申立書	保育課 本庁舎 1 階 31 番窓口 ☎ 0467-61-3892

手続き② 保育料や給食費における、口座振替のための、口座名義人の変更の手続き

手続き詳細	期 限
認可保育所等に在籍されていた児童の保護者が亡くなった場合で、その亡くなった保護者が、保育料や給食費における、口座振替の口座名義人であった場合は、口座名義人の変更を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	保護者もしくはご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 鎌倉市口座振替申込書	保育課 本庁舎 1 階 31 番窓口 ☎ 0467-61-3892

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細		期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※ 電話手続き可		死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
		手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先	
なし	神奈川県営水道お客さまコールセンター ☎ 0570-005959（ナビダイヤル） 受付時間 月曜日～土曜日 [日曜・祝日及び年末年始を除く] 8時30分～19時00分	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

10. 上下水道に関する手続き

上下水道料金の減免を受けていた

手続き 上下水道料金減免資格喪失の連絡

手続き詳細	期 限
上下水道料金の減免対象者が亡くなった場合、減免を解除します。 ※ 電話手続き可 ※ 下水道のみ、e-kanagawaによる電子申請可 ※ 上水道と下水道と連絡先が異なります。 <減免対象者> 1. 要介護5または4 2. 療育手帳A1またはA2 3. 身体障害者手帳1級または2級 4. 精神障害者保険福祉手帳1級 5. 児童扶養手当受給者 6. 特別児童扶養手当受給者 7. 遺族基礎年金受給者 8. 次の二つ以上に該当する方 ・ 療育手帳B1またはB2 ・ 身体障害者手帳3級 ・ 精神障害者保健福祉手帳2級	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
e-kanagawa 電子申請 	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道経営課 本庁舎 4 階 ☎ 0467-61-3718 鎌倉水道営業所 管理・料金課 ☎ 0467-22-6200

MEMO

水洗便所改造等資金貸付金を借り受けていたまたは連帯保証人となっていた

手続き 相続等の確認及び返納方法の案内

手続き詳細	期 限
水洗便所改造等資金貸付金の借受人または連帯保証人が亡くなられた場合、相続等を確認し、必要に応じ返納方法のご案内を行います。相続放棄されている場合はその書類の提出が必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし（後日、場合によっては相続放棄したことがわかる書類）	下水道経営課 本庁舎 4 階 ☎ 0467-61-3719

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り中止（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの中止または、世帯人数の変更手続きが必要です。 ごみ減量対策課へ届け出てください。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	ごみ減量対策課 本庁舎 1 階 27 番窓口 ☎ 0467-61-3396

MEMO

11. 被爆者援護に関する手続き

被爆者援護資格認定証を交付されていた

手続き 認定証の返還等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が認定証をお持ちである場合、各月2,000円の援護手当を4カ月ごと（4月、7月、3月）に受給されてきました。死亡日の属する月の手当まで支給されますが、未払い分の手当がある場合は、ご遺族にお振込みするため別途手続きが必要です。また、認定証がお手元にある場合は、返還をお願いします。 ※ 郵送手続き可。ご連絡いただければ届出書等をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 認定証 ☐ ご遺族の銀行等口座番号がわかるもの ☐ 必要に応じて、亡くなられた方とご遺族の関係性がわかる書類	生活福祉課 本庁舎 1 階 18 番窓口 ☎ 0467-61-3958

12. 犬に関する手続き

犬を所有していた

手続き 犬の登録変更届出（所有者の変更）の提出

手続き詳細	期 限
犬の所在地が引き続き鎌倉市内である場合は、新しい所有者が手続きを行ってください。（新しい犬の所在地が市外となる場合は、鎌倉市での手続きは不要です。新しい住所地で手続きしてください。）	30 日以内
	手続き可能な人
	新しい犬の所有者
必要なもの	問い合わせ先
不要	環境保全課 本庁舎 1 階 29 番窓口 ☎ 0467-61-3454

13. 墓地等に関する手続き

墓地等を経営または管理していた

手続き 墓地等申請事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
墓地等の経営者が変更となった場合には、経営を引き継いだ方が手続きを行ってください。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 墓地等経営を引き継ぐ者
必要なもの	問い合わせ先
状況によって手続きが異なるため、環境保全課へお問い合わせください。	環境保全課 本庁舎 1 階 29 番窓口 ☎ 0467-61-3444

MEMO

14. みどりに関する手続き

鎌倉市に山林を所有していた

手続き 森林の土地所有者の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林を所有していた場合、亡くなられた日から90日以内に手続きが必要です。 なお、90日以内に遺産分割協議が成立しない見込みの場合は、相続人全員により届け出てください、遺産分割協議が終了次第、改めて手続きを行っていただく必要があります。	亡くなられてから 90 日以内
	手続き可能な人
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 森林の土地の位置を示す地図（対象地を○で示す） ☐ 相続人であることを証明する書類または相続したことを証明する書類	みどり公園課みどり担当 本庁舎 3 階 ☎ 0467-61-3486

保存樹木等を所有していた

手続き 保存樹木等奨励金の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市指定の保存樹木等を所有等していた場合、届け出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 保存樹木等伐採等届出書	みどり公園課みどり担当 本庁舎 3 階 ☎ 0467-61-3486

MEMO

市と緑地保全契約を締結していた

手続き 緑地保全契約奨励金の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が鎌倉市と緑地保全契約を締結していた場合、届け出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 緑地保全契約名義変更届	みどり公園課みどり担当 本庁舎 3 階 ☎ 0467-61-3486

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

15. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅明渡しまたは承継、世帯員変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同居していた方がいない場合は部屋の明渡し手続きが必要です。 亡くなられた方と同居していた方がいる場合は承継手続きまたは（承継は一定の要件を満たす必要があります。承継ができない場合は明渡し手続きが必要です。）世帯員変更の手続きが必要です。	明渡し手続き： 亡くなられたことが判明したら速やかにご連絡ください 承継手続き：30 日以内 世帯員変更手続き：14 日以内
	手続き可能な人 明渡し手続き： どなたでも可能ですが敷金等の還付請求については相続人の方のみ行えます 承継手続き： 承継する住居の新規名義人 世帯員変更手続き： 住居の名義人
必要なもの	問い合わせ先
入居していた世帯の状況によって必要な手続きが異なるため都市整備総務課（住宅担当）へお問い合わせください。	都市整備総務課（住宅担当） 本庁舎 4 階 ☎ 0467-61-3679

MEMO

16. 農地に関する手続き

鎌倉市に農地（田・畑）を所有していた

手続き 相続等により農地の権利を取得したことの届出

手続き詳細	期 限
農地を相続したときは農業委員会への届出が必要です。相続に伴う農地の権利取得を農業委員会が把握することで、農地を有効活用されるよう努めています。また、相続者が自分では耕作できない場合などに、地元で借り手を探すなどの相談も受けています。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出書（1部） ☐ 土地の登記全部事項証明書（写し可・インターネット可）※発行後3カ月以内のもの ☐ 遺産分割協議書の写し、戸籍謄本等（相続未登記の場合） ☐ 案内図（明細地図の写し等） ☐ 公図（写し可）※発行後3カ月以内のもの	農業委員会事務局 本庁舎4階窓口 ☎ 0467-23-3000（代表）

17. 図書館に関する手続き

鎌倉市図書館カードを所有していた

手続き 登録解除の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が図書館カードをお持ちだった場合、死亡日をもって無効となりますのでお申し出ください。利用状況の確認をし、貸出ししていた資料があれば返却いただき、予約・リクエストについてはキャンセルとなります。万が一貸出しした資料が見当たらない場合、ご遺族に弁償の義務はございません。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の図書館カード（あれば）	中央図書館 鎌倉市御成町 20-35 ☎ 0467-25-2611

18. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き ごみ処理の申し出

手続き詳細	期 限
単身でお住まいの方が亡くなられた場合、ごみや資源物を今泉クリーンセンターへ直接持ち込むことができます。持ち込みを希望する際は、電話での予約が必要です。 また、粗大ごみに該当するもの（粗大ごみ、大型粗大ごみ、棒状・板状等粗大ごみ、棒状・板状等特定粗大ごみ）はWEBまたは電話で収集の予約を受け付けています。 WEBによる予約 ・ごみや資源物の持込予約：電話 ・粗大ごみの収集予約：WEBまたは電話 ※ 一部クリーンセンターで処分できない物があります。また、必ず分別をしてください。 ※ ごみの発生場所（住所）が市外の場合は搬入できません。 ※ 収集をする場合、建物内から搬出をすることはできません。必ず建物外に出しておいてください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
手数料（粗大ごみに該当するもの） ① 粗大ごみ 1品 600 円 ② 大型粗大ごみ 1品 1,200 円 ③ 棒状・板状等粗大ごみ 1品 300 円（同一品目は3つまで1品扱い） ④ 棒状・板状等特定粗大ごみ 排出品目に応じたサイズの有料袋（指定収集袋）	環境センター 鎌倉市笛田一丁目11番34号 ☎ 0467-53-8321

MEMO

道路や公共下水道、水路等を占有していた

手続き 占有許可の変更または廃止手続き

手続き詳細	期 限
占有者の名義等の変更をする場合は「占有者等住所等変更届」の提出を、占有許可を廃止する場合は「占有廃止届」を提出してください。添付書類として、占有許可書の写しが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【占有者の名義等の変更】 ☐ 占有者等住所等変更届及び占有許可書の写し 【占有の廃止】 ☐ 占有廃止届及び占有許可書の写し ※ 占有している物件によって様式が変わるため、詳細は事前にお問い合わせください。	道水路管理課 本庁舎 4 階 ☎ 0467-61-3538

亡くなられた方が126cc以上のバイクや自動車を所有していた

手続き 普通自動車の廃車、名義変更手続き

手続き詳細	期 限
廃車・名義変更などの届出をしてください。 詳細は各問い合わせ先にお問い合わせください。 ① 126cc ～ 250cc のバイク、251cc ～ のバイク、軽自動車以外の自動車 ② 三輪・四輪の軽自動車（660cc 以下）	落ち着いたら
	手続き可能な人
	詳細はお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳細はお問い合わせください。	①について 神奈川運輸支局 ☎ 050-5540-2035
	②について 軽自動車協会神奈川事務所 ☎ 050-3816-3118

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 カ月以内	鎌倉税務署 ☎ 0467-22-5591
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬の手続きについて

改葬とは

現在、埋葬や納骨されている遺骨を他の墳墓（お墓）に移すことを改葬と言います。（埋葬されている死体を火葬して他の墳墓に移すことも含みます。）

1 申請

申請に必要なもの

①改葬先の所在地及び名称がわかる資料

- ・受入証明書またはパンフレット等

②埋葬証明

改葬許可申請をする前に、現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書をもらいます。

墓地（納骨堂）の管理者の証明欄は、「改葬許可申請書」と一体になっています。

「改葬許可申請書」は、鎌倉市役所市民課、各支所窓口にて備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

③墓地の使用権者等の承諾書

申請者と墓地の使用権者等が異なる場合のみ必要

④返信用封筒

郵送での受け取りを希望する場合のみ。あらかじめ切手を貼って、宛先を記載したものをご用意ください。

2 申請先

現在、墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

▼必要書類

- ・改葬許可申請書（兼・埋葬証明）
- ・受入証明書またはパンフレット等
- ・承諾書（申請者と墓地の使用権者等が異なる場合のみ必要）

3 改葬許可証の受け取り

申請書に不備がなければ、改葬許可証を市区町村長名で発行いたします。

そして、許可証と遺骨を新しい墓地（納骨堂）の管理者へ預けていただければ手続き完了です。

担当課・問い合わせ先

市民防災部市民課

☎ 0467-61-3905

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	鎌倉警察署 ☎ 0467-23-0110 大船警察署 ☎ 0467-46-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給政策統括官 (恩給担当) 恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	亡くなられた方の住所地 を管轄する健康福祉セン ター(保健所)へ問い 合わせください。	神奈川県 鎌倉保健福祉事務所 ☎ 0467-24-3900
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	鎌倉税務署 ☎ 0467-22-5591
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	横浜地方法務局 湘南支局 ☎ 0466-35-4620
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

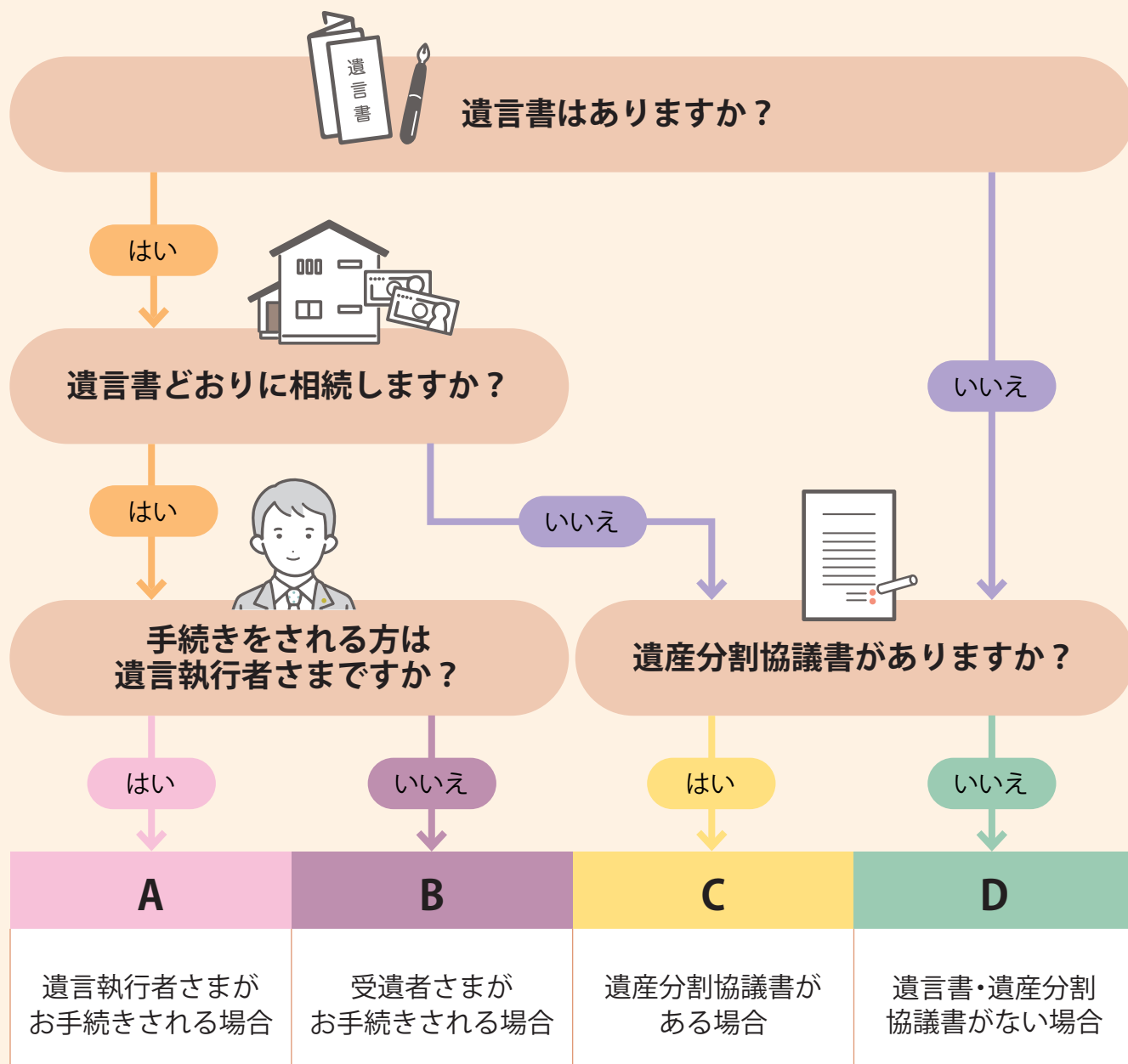
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関ごとに必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（亡くなられた方）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3カ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	相続登記の申請	3年以内	相続による不動産の取得を知ってから3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしないと、過料が課されます。相続登記の手続きについては、不動産の所在地の法務局（登記所）にお問い合わせください。

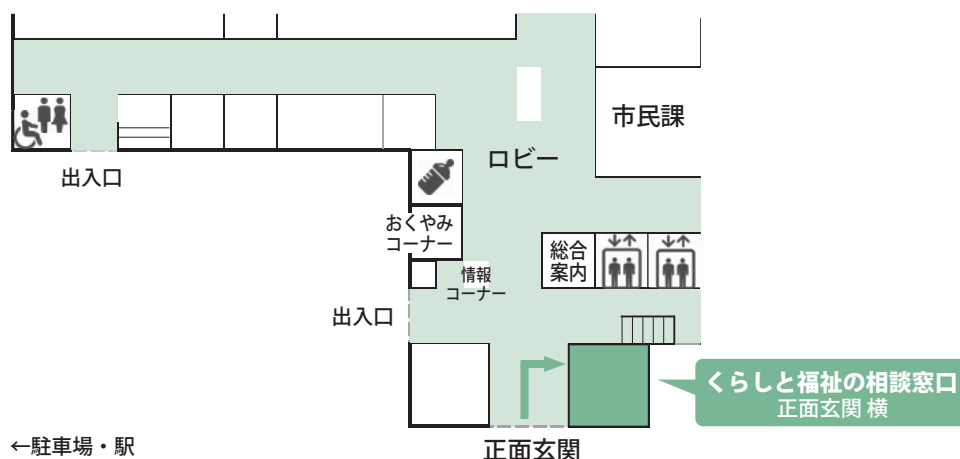
※市役所では相続や登記に関する市民相談（予約制・無料）を行っています。
予約される場合は「くらしと福祉の相談窓口」（0467-61-3864）へご連絡ください。

●くらしと福祉の相談窓口

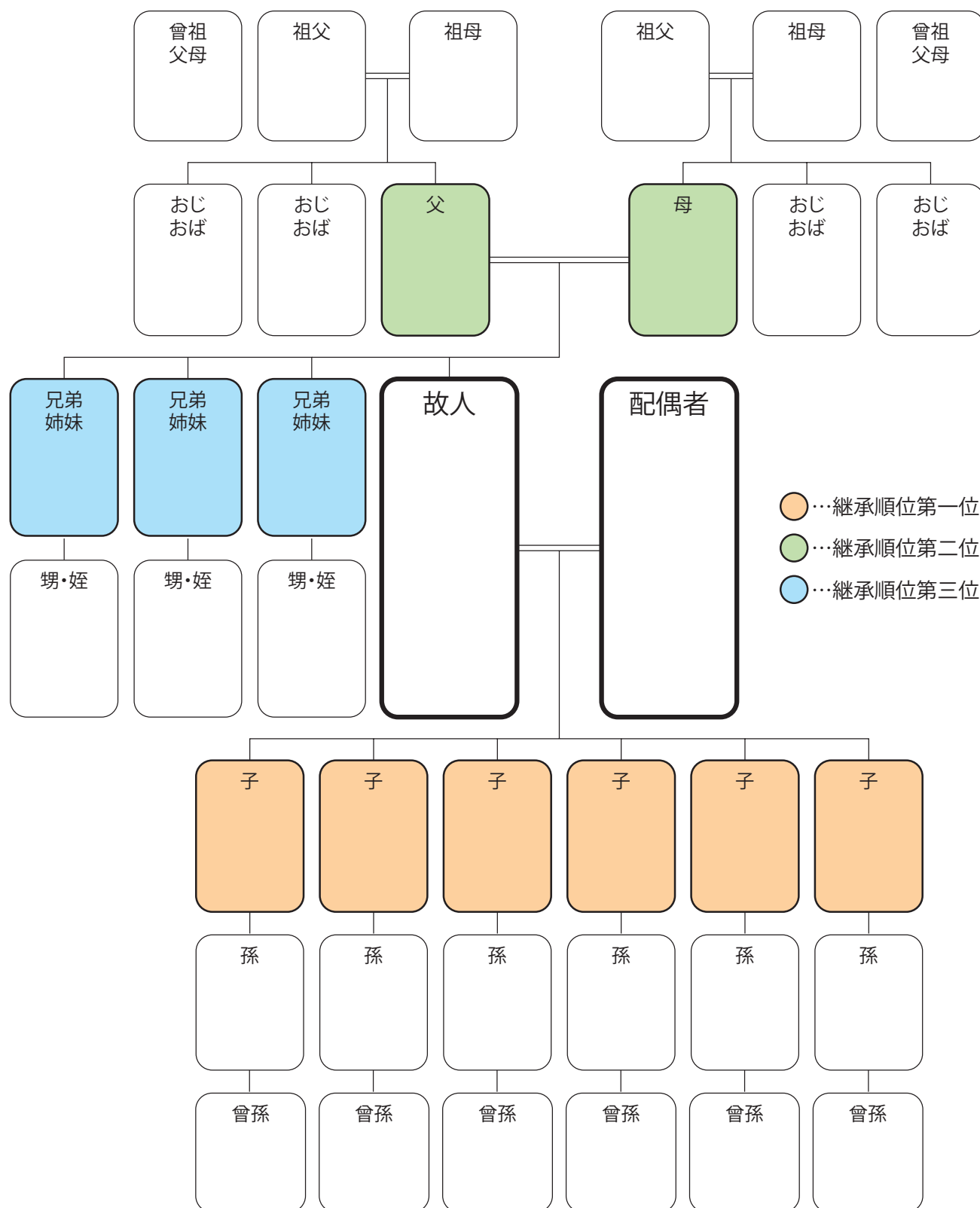
電話番号：0467-61-3864

受付時間：午前8時30分～午後5時00分まで
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

設置場所：鎌倉市役所本庁舎1階 正面玄関 横



家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

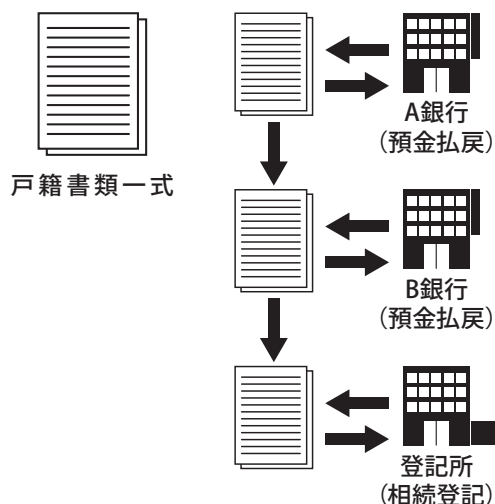
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

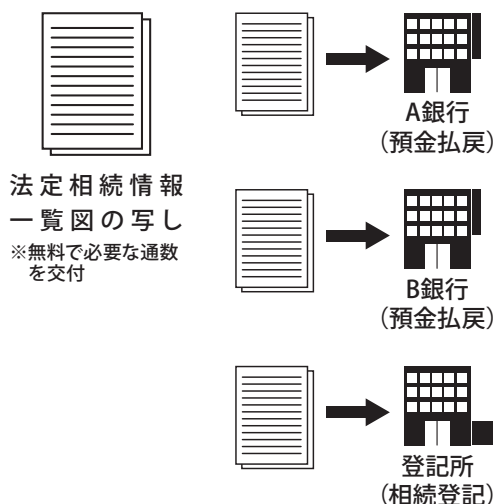
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)鎌倉市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

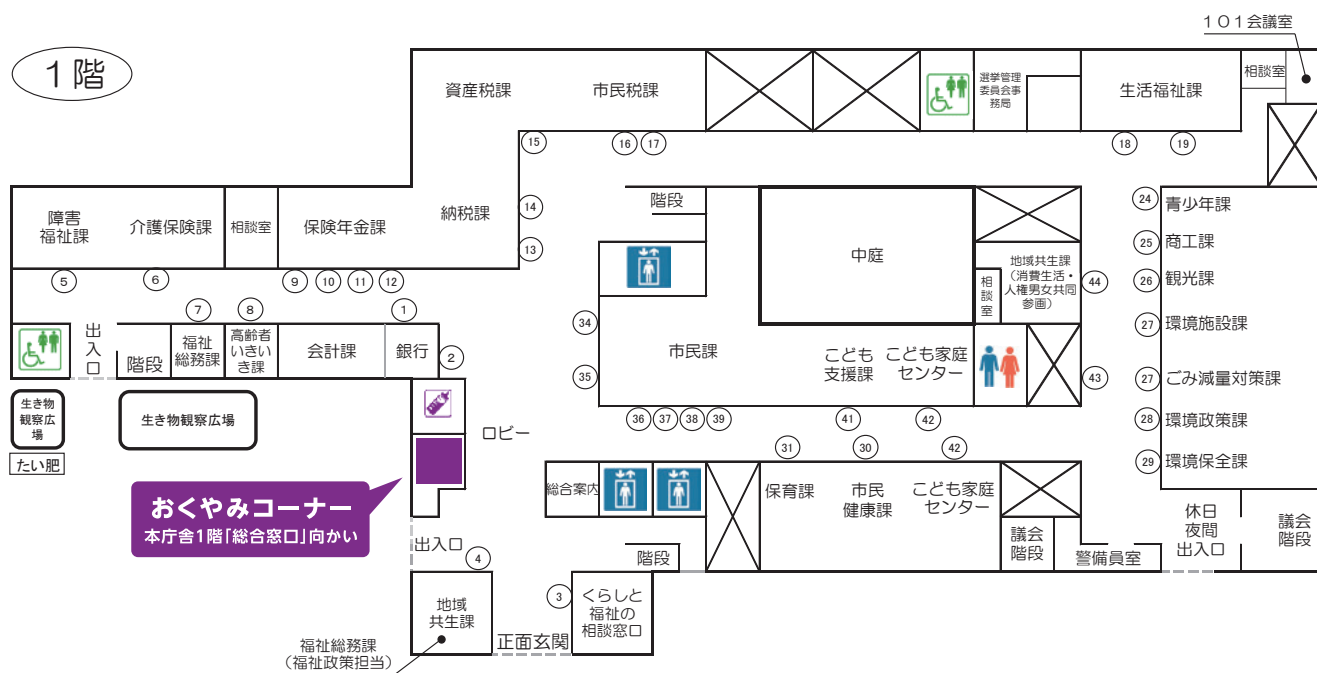
(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

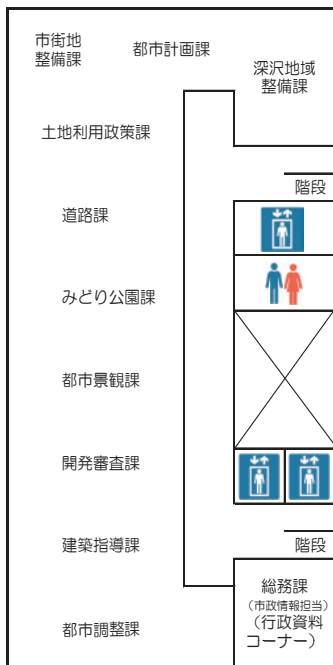
※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

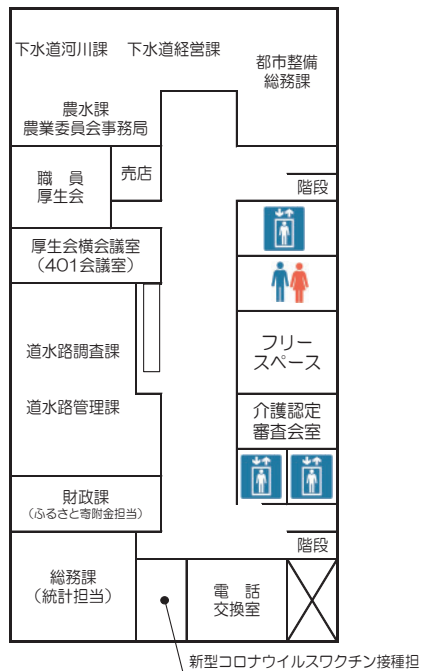
本庁舎レイアウト



3階



4階



MEMO

MEMO

MEMO

発行 鎌倉市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 11 月

